

# 「福島県原子力損害対策協議会」

## 原子力損害賠償の完全実施に関する 緊急要望・要求活動 結果概要

□日 時 平成29年5月31日（水）10：00～16：15

□要望(要求)者 会長代理 : 福島県副知事 鈴木正晃  
副会長 : JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会会長 大橋信夫  
副会長代理: 福島県商工会連合会 専務理事 今泉秀記  
副会長 : 福島県市長会 会長 立谷秀清 (相馬市長)  
副会長 : 福島県町村会 会長 遠藤栄作 (鏡石町長)  
代表者会議構成員: 双葉町長 伊澤史朗  
J A福島中央会 常務理事 川上雅則

□要望(要求)先 自由民主党 (対応者 東日本大震災復興加速化本部 本部長 額賀福志郎ほか)  
公明党 (対応者 代表 山口那津男ほか)  
民進党 (対応者 東京電力福島第一原子力発電所事故対策・福島復興推進本部長 細野豪志ほか)  
経済産業省 (対応者 副大臣 高木陽介)  
文部科学省 (対応者 政務官 田野瀬太道)  
復興庁 (対応者 大臣 吉野正芳)  
東京電力ホールディングス株式会社  
(対応者 代表執行役社長 廣瀬直己ほか)

※上記のほか、原子力損害対策紛争審査会及び内閣府に対しても要望書を別途提出

### □ 要望(要求)項目

- 1 営業損害に係る賠償
- 2 被害者や地域の実情を踏まえた賠償
- 3 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 4 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介
- 5 自主的避難等に係る賠償
- 6 地方公共団体に係る賠償
- 7 消滅時効への対応
- 8 賠償金の税制上の取扱い (国、政党のみ)
- 9 生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施 (国、政党のみ)

## □ 内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、県協議会及び県として、国、政党、東京電力に要望(要求)書を手交し、緊急要望(要求)を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

### 1 自由民主党(対応者 東日本大震災復興加速化本部 本部長 額賀福志郎ほか)

10:00~10:25 党本部7階 705会議室

#### 【鈴木県協議会会長代理(副知事)】

- 本日は、原子力損害対策協議会として、JA、商工団体、市町村の代表とともに、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書、また併せて、県として商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書をお持ちした。

#### ＜営業損害に係る賠償＞

- 始めに協議会の要望について説明させていただく。

要望書2頁の1(2)。避難指示区域外における平成30年1月以降の農林業の賠償について、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえた上で賠償基準等を早期に策定させるとともに、依然として県内全域で風評被害が発生している状況を踏まえ、十分な賠償が確実に実施されるようお願いしたい。

- それから要望書3頁の1(3)。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについて、まだまだ風評被害等の影響があることから、被害者の個別具体的な事情をしっかりと伺いながら、被害の実態に見合った賠償を行われるようお願いしたい。

また、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たっては、書類の簡素化等に取り組み、被害者の負担軽減をお願いしたい。

#### ＜地方公共団体に係る賠償＞

- 要望書6頁の6(3)。これまで住民の方々等の賠償を優先してきたが、特に地方公共団体の財物賠償については、未だ具体的な賠償の考え方が示されていないことから、賠償基準を早急に示し、賠償金の支払いを速やかに開始していただきたい。

#### ＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 最後に要望書7頁の9。賠償に加えて、国による被害者に寄り添ったきめ細かな生活再建、住民帰還に向けた施策が必要であるため、確実な実施をお願い



したい。

#### **（事業者への支援策に係る県要望）**

- 次に、県として福島県内の商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書について説明させていただく。  
要望書1頁の2（1）。原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の生活の安定を図るとともに、原子力災害からの復興に不可欠な事業に活用し、継続は必須であることから、平成30年度も必要な予算確保をお願いしたい。
- 要望書3頁の5（4）。震災前の債務の償還が困難な事業者等の支援のため、引き続き、二重債務の債権買取のための措置を継続していただきたい。
- 要望書5頁の2。県産農林水産物の安全確保と風評対策の継続について、依然として風評被害が続いているため、必要な予算の確保と柔軟な運用をお願いしたい。
- 当県では「ふくしま。GAPチャレンジ宣言」を行い、GAP取得日本一を目指して取り組んでいるところであるが、認証取得に必要な施設等の生産条件整備についても支援対象となるよう制度の見直しをお願いしたい。
- 農林水産物について風評対策の強化を国の責任として行っていただきたい。

#### **【大橋JA協議会会長】**

- 避難指示区域内と出荷制限品目の一括賠償においては、現在、各JA・団体において請求の取りまとめ作業を行っているが、5月は約200億円の請求を行うことができた。
- また、避難指示区域外の平成30年以降の風評賠償の検討については、東京電力は8月中を目途に賠償方法を決定したいとしているが、避難指示区域外の賠償については、昨年の意見集約においても、各農業者から、現行賠償の継続を望む声が多く寄せられている。よって、東京電力に対し、生産者の納得が得られる賠償の考え方を早期に提示するよう指導願いたい。

#### **【立谷市長会会長（相馬市長）】**

- 漁業の被害が深刻である。福島県産の魚に値段がつかない。風評被害対策として、例えば相馬市に市場を設け、ディスカウントやイベントを行う等、様々な対策を考えているところであり、復興庁で予算を確保してもらえるとありがたい。
- ADRの対応が遅いことから急いでいただきたい。
- 復興・創生期間終了後に本県の被害がなくなっているとは考えられない。復興・創生期間後、復興庁が廃止された後の措置について、今から検討し、我々に安心を与えていただきたい。
- 国民の放射能に対する知識が脆弱であることが、復興への大きな足かせにな

ると考える。放射能は正しく恐れ賢く避けることが大事である。国民に対する放射能教育をお願いしたい。

- イノシシ等の鳥獣被害が多発しているが、狩猟者不足や焼却炉の問題があることから、特段の配慮をお願いしたい。
- 浜通りだけの問題ではないが、医師及び看護師が不足している。県から人材確保のための支援金をもらっているが、大元は国の予算であることから、復興・創生期間後も継続して予算の確保をお願いしたい。

#### 【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 原発事故に対応するための職員の配置は、小規模の町村にとっては大変な事である。職員の配置に対する賠償をお願いしたい。
- 原発事故により税収が落ち込んでいることから、減少分についても賠償されるよう早急に対応していただきたい。

#### 【伊澤双葉町長】

- 公共財物の賠償の考え方がまだ示されていないので早急に示してほしい。  
双葉町における中間貯蔵施設の建設予定地について、面積の4分の1が町有地となっている。現在、地権者の40%、面積では30%以上の契約が完了している状況であり、町としてもいずれ対応を判断しなければならない時期が訪れる。その時に公共財物の賠償の考え方が決まっていなければ判断できない。
- 避難指示が継続されている地域、避難指示が解除され帰還している自治体、それぞれ状況が異なる中、避難の継続に対する賠償の取り扱いについても柔軟に対応していただきたい。
- 帰還できない人達に対する生活再建のための継続的な支援をお願いしたい。

#### 【額賀東日本大震災復興加速化本部長】

- 発災以降、副知事を始め、関係市町村長、農業団体の皆様、様々な分野で御努力、御協力をいただいたお陰で、地震や津波の被災地域と比べれば遅れているが、徐々にスタートラインに近づきつつあると思う。
- 党としても政府の一手手前を走り、言いにくいことは言いながら、福島県のために努力していきたい。
- 商工業者及び農林漁業への支援策に係る要望書1頁の2（1）については、御意向に沿って我々も努力していきたい。
- それから5頁の農林水産物風評対策やGAP認証については、対外的に努力していかなければならない。また、全国的にもきちっとやっていくことが大事。  
我々も風評対策について万全を期していきたい。福島県の商品が適正に販売できる環境を作っていかなければならないと考えている。
- 営業損害に係る賠償については、関係団体の現場の声をしっかりと聞きなが

ら、お互いに納得いく形で進めていくことを約束している。しっかりと対応していきたい。

- 営業損害の一括賠償後の取り扱いについても、皆様方の御意向を伺いながら、納得いく方向に突き詰めていくことが大事だと思っている。
- 自治体の賠償については、しっかりと具体的に話をさせる方向で進めさせていきたい。
- 漁業の風評被害の問題についても、しっかりと対応していく。
- 放射線の知識の問題については、先入観があり科学的な判断がなかなかできない。そこは我々もしっかりと心していかなければならない。
- イノシシ等の鳥獣被害については全国的な傾向ではあるが、福島県の場合は特に大変な部分があると思う。我々も心していきたい。
- 医師不足の問題も全国的な傾向だが、特に福島県の場合は顕著だと思う。問題意識を共有していきたい。
- 復興・創生期間後の措置についても、今議論すべきかどうかは別として、我々としても問題意識を持ちながら、どのようなタイミングで、どのような形で、どのような方向にするかを考えたい。

#### 【根本東日本大震災復興加速化本部長代理】

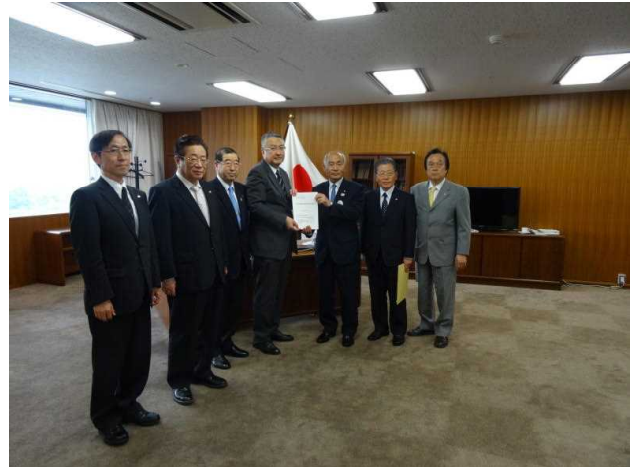
- 隣県からの要望があり、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定期間を延長した。本機構は、二重債務における過去債務の債権買い取り、出資、融資をしてくれる非常にいい機構。しかしながら、私が復興大臣の時は、福島県の利用が非常に少なかった。本機構による債権買い取りは過去債務の分なので、賠償金で過去債務を払ってしまうと、本機構を利用するメリットが減少してしまう。福島県の事業者の利用が少なかったのはそのせいだと思う。制度は延長したい。
- 放射能教育については御意見のとおりである。放射線による健康影響は非常に大事だが、前政権において、分かりやすい資料を作ってなかった。  
放射線のリスクに関する冊子を各省庁束ね1年かけて作ったが、内容が難しくあまり活用できなかった。もっと分かりやすくしなければならない。復興加速化本部がリードし各省庁横断的に取り組みたい。
- 風評被害で気になっているのは、食品基準値の100ベクレル。この基準は合理的ではない。国内の食品が全部汚染されていることを前提にしていることが間違いであり一番の大きな問題。そのため100ベクレルまで厳しくなってしまった。EUの場合は1,000ベクレル。自主規制でさらに50ベクレルまで下げたところもある。低く設定すればいいという問題ではない。専門的、科学的に明らかにしないとかえって風評被害を招く恐れもある。科学的知見もだいたい集積されているので、国だけでなく県にも入ってもらい、しっかりと取り組みたい。

## 2 復興庁（対応者 大臣 吉野正芳）

10：45～11：00 復興庁本館10階 吉野大臣室

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、原子力損害対策協議会として、JA、商工団体、市町村の代表とともに、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書、また併せて、県として商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書をお持ちした。



### ＜営業損害に係る賠償＞

- 始めに協議会の要望について説明させていただく。

要望書2頁の1（2）。避難指示区域外の農林業に係る風評被害の賠償について、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえた上で賠償基準等を早期に示すとともに確実に賠償されるようお願いしたい。

### ＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 要望書7頁の9。避難指示が解除された地域の復興は正にこれからであり、被害者が一日も早く生活や事業を再建するためには、賠償だけではなく住宅確保や就労の支援、事業再開や転業等の支援等、国によるきめ細かな支援が不可欠なのでよろしくをお願いしたい。

### （事業者への支援策に係る県要望）

- 次に、県として福島県内の商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書について説明させていただく。

要望書1頁の2（1）。原子力災害対応雇用支援事業については、被災求職者の生活の安定のために極めて重要な事業なので、平成30年度の必要な予算の確保についてお願いしたい。

- 要望書3頁の5（4）。今後も二重債務問題が出てくるので、債権買い取り等の支援の継続をお願いしたい。
- 要望書5頁の2。農林水産業に係る風評被害については、依然としてまだまだ厳しいので、引き続き必要な予算の確保をお願いしたい。
- 先日、GAP取得日本一を目指すという宣言をさせていただいたところだが、認証取得に必要な施設等の生産条件整備についても支援対象となるようお願いしたい。
- 風評被害についてはまだまだ厳しい状況であることから、風評対策についてよろしくをお願いしたい。

### 【大橋 J A 協議会会長】

- 避難指示区域内と出荷制限品目の一括賠償においては、現在、各 J A・団体において、請求の取りまとめ作業を行っているところが、5月は約200億円の請求を行うことができた。
- また、避難指示区域外の平成30年以降の風評賠償の検討について、東京電力は8月中を目途に賠償方法を決定したいとしているが、避難指示区域外の賠償については、去年の意見集約においても、各農業者から、現行賠償の継続を望む声が多く寄せられている。よって、東京電力に対し、生産者の納得が得られる賠償の考え方を早期に提示するよう指導願いたい。

### 【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 復興庁が廃止された後はどうなるのか。復興・創生期間で全てが終わるとはとて思えない。被災地の不安を払拭するためにも、復興庁の後の組織について検討を進めてほしい。
- 漁業や農産物の風評被害について、相馬市に半官半民で運営し魚や農産物等を扱うチャレンジショップを設け、イベント等を行うことで風評被害に対抗しようと考えている。具体的な計画ができれば改めて要望させていただくが、支援をお願いしたい。

### 【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 吉野先生が大臣になったということで、全てが前向きになるものと大いに期待している。

### 【伊澤双葉町長】

- 特定復興再生拠点に係る取組が進むことで、帰還困難区域の復興が更に進む、加速化するという非常に期待している。
- 公共財物に係る賠償の考え方をきちんと示してほしい。  
当町における中間貯蔵施設の建設予定地のうち約4分の1は町有地であるが、町として当該町有地の取扱いをどうするか判断する時期が訪れる。その時に公共財物の賠償の考え方が決まっていなければ非常に厳しい状況になる。
- 長期に渡り避難している人達がまだまだたくさんいる。避難指示が解除されたところ、されていないところ、帰還できるところ、できないところ、そういった各々の状況に応じ、賠償の継続や生活再建支援策の充実をお願いしたい。

### 【今泉商工会連合会専務理事】

- 県内の商工業については、復興需要もピークを過ぎ、震災の記憶の風化に伴い色々な支援も徐々に減少してきており、風評被害だけが残っているという非

常に厳しい状況。

- 商工業等の営業損害に係る一括賠償について、風評被害に関しては、約束どおり賠償されたのは30数パーセントである。東京電力は必ず損害がある限り賠償すると言っているが、賠償制度の区切り区切りの度に、賠償基準や審査が厳しくなり、前と同じ損害が生じていても賠償の対象から外されていく現実がある。東電に対して損害の実態に見合った賠償を行わせるようお願いしたい。

### 【吉野大臣】

- 私は大臣に就任してから、皆様方の要望について、こういう理由で出来ないとは言わない、どうすれば出来るか知恵を出せと言っている。被災地に寄り添う、それが安倍総理が私に復興大臣を任命した理由でもあるので、実践していきたい。
- 賠償について、一義的には経済産業大臣の仕事だが、中間貯蔵施設は福島県の再生のためにはなくてはならない施設であり、復興庁は福島県の再生が仕事なので、私からも東京電力に公共財物の賠償基準を早く作るよう強く申したい。
- 復興庁が廃止された後の体制作りについて、現時点では検討していないのが現実だが、まだ4年もあるという意識が根強いので、もう4年しかないということをお話し額賀本部長とよく連携を取りながら早急に検討の場を作りたい。
- 漁業については、これから本格操業が始まるので、風評被害対策として知恵を出し、新たな仕組み作りをしなければならないと思っている。
- 風評被害対策について、福島県が日本全国で最大のGAP取得を目指すと聞き、本当にありがたく、私も胸を張ることができる。

## 3 文部科学省（対応者 政務官 田野瀬太道）

11:15～11:30 文部科学省東館18階 研究開発局会議室1

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、原子力損害対策協議会として、JA、商工団体、市町村の代表とともに、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書をお持ちした。

### ＜被害者や地域の実情を踏まえた賠償＞

- 要望書4頁の2（4）。避難指示解除後の賠償が継続する相当期間について、地域の状況や個別具体的な事情に柔軟に対応していただき、事業や生活





の再建につながる必要な期間の確保をお願いしたい。また、相当期間経過後の特段の事情がある場合についても、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応していただきたい。

#### <原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介>

- 要望書6頁の4(3)。多くの被害者に共通する損害については、類型化による指針への反映によって賠償がなされるべきであることから、指針として明確に示していただきたい。

また、ADRについて、和解案の提示までに時間がかかるとの意見もあることから、速やかな提示をお願いしたい。

#### <地方公共団体に係る賠償>

- 要望書6頁の6(3)。自治体の財物について、東京電力ではまだ賠償の考え方を示していないので、文部科学省からも賠償基準の策定を早くするよう御指導をお願いしたい。
- 原子力損害賠償紛争審査会の鎌田会長宛の要望書もお持ちした。審査会としてもしっかりと対応願いたい。

#### 【文部科学省 田野瀬政務官】

- 私自身、文部科学大臣政務官として、審査会にも出席させていただいており、また、復興庁の政務官も兼任させていただいている関係で福島県を始めとした被災地にも複数回訪問し、現地状況の把握に努めさせていただいているところ。  
これからも審査会において、被災者の実情を丁寧にお伺いさせていただき、賠償状況の確認を適切に行うことが重要だと考えている。

- 中間指針等においては、1年間を当面の目安とするとともに避難指示解除の状況の変化等に応じて柔軟に判断していくことが適当であるとの考え方が示されている。

一方では、政府において平成27年6月に閣議決定をされた改訂福島復興指針において、被災者の早期帰還を促す観点から、避難指示解除の時期に関わらず、事故後6年間の精神的損害賠償を行うことを定めているところ。

そして、東京電力においては、この6年間に相当期間1年分を加えた7年間の精神的損害賠償を一律に行っているものと承知している。

このような賠償の進め方については、平成27年9月の第41回審査会において、中間指針等の考え方や政府の方針を踏まえつつ、東京電力が政策的にそのような追加賠償を行っているということについては、審査会においても確認させていただいているところ。

- 中間指針等では類型化が可能でかつ一律に賠償すべき損害の範囲や損害項目の目安が示されており、併せてその中に明記されていない損害についても個別具体的な事情に応じて事故との相当因果関係があれば、賠償の対象とすること

が示されている。

一律の賠償では不十分であったり、不満、不服である被災者等はADRセンターを活用いただくことで中間指針等の考え方を踏まえつつも、個別具体的な申立人の状況に応じた和解の仲介を受けることが可能となっている。

これまでに累計で 22,000 件の申し立てを受理させていただき、約 20,000 件が和解案の提示を受ける等、手続きが完了している。そのうちの約 83%が和解案の合意に至っている状況にあると承知しており、きめ細かい対応の一つの数値の現れだと私どもは考えている。

また、ADRセンターにおいては、合意された和解案のうち、約 1,200 件の和解事例をホームページ等で公開するとともに、和解事例集を作成、改定して、広く被災者に配布する等、被災者の方々に役立つ情報提供にも努めさせていただいているところ。

このような中間指針等の考え方、ADRセンターにおける和解仲介手続きの活動状況に加え、審査会における賠償状況のフォローアップや現地視察等を通じた被災者の方々に寄り添った対応状況を踏まえると、現時点では中間指針等の見直しが直ちに必要状況にはないと考えている。

また、この点については、平成 29 年 1 月に開催された第 44 回審査会においても改めて確認をさせていただいているところ。

- 地方自治体の所有する財物の賠償については、中間指針等に示されている考え方を踏まえ、東京電力において賠償がなされることが重要である。

現在、経済産業省において、東京電力に対し、支払の方針について、しっかりと進めるように指導をしていると聞いている。文部科学省としても経済産業省と足並みを揃え、まずはこの状況を見守ってまいりたい。

- 鎌田会長宛の要望書についても、きちんと私の方から会長にお渡しする。
- 安倍総理も言っているとおり、福島の復興なくして日本の再生なしという大方針がある。福島県や被災者等に寄り添って、しっかりと賠償が引き続きなされるよう文部科学省としても取り組んでまいりたい。

### 【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 我々は風評被害に悩んでいる。放射能に係る適切な知識が国民に浸透していない。
- 教育再生首長会議において、文部科学大臣に、福島県だけでなく国民に対し国を挙げて放射能教育を行う必要があると話した。文部科学大臣からは実施している取組についての説明があったが、私は今の取組だけでは足りない言っている、それでは意味がない。高校入試の問題に出すぐらいの対応が必要。

相馬の魚を東京都内の小売店に置くと、隣に並んでいる魚まで売れなくなる日本の実情を踏まえ、しっかりと考えていただきたい。

### 【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 風評被害対策として、観光や教育旅行等で本県に来てもらうことが一番理解してもらえらると思う。
- これからの日本の子供達が放射能を正しく認識することで風評被害払拭にもつながるので、粘り強く対応していただきたい。

### 【伊澤双葉町長】

- 公共財物に対する損害賠償の方針が未だ示されておらず、時間だけが経過しているのが現状である。賠償問題が、中間貯蔵施設に係る建設予定地内の町有地の取扱いも含め、被災地域における今後の復興に係る取組を進める上での大きな障害になることが懸念されることから、被災地域、ひいては福島県全体の復興加速化を図るため、公共財物に対する損害賠償に係る結論が平成29年中には示すように取り計らっていただきたい。
- 被災地域における各々の事情を十分御理解いただき、被災地域を一律に取り扱うのではなく、その被害実態に即した賠償を実施するよう国として結論を出し、しっかりと説明していただきたい。
- 今後も長期避難の継続が見込まれる被災された方々への生活支援策の充実を図っていただきたい。

### 【大橋JA協議会会長】

- 避難指示区域内と出荷制限品目の一括賠償においては、現在、各JA・団体において、請求の取りまとめ作業を行っているが、5月は約200億円の請求を行うことができた。
- 避難指示区域外の平成30年以降の風評賠償の検討については、東京電力は8月中を目途に賠償方法を決定したいとしているが、避難指示区域外の賠償については、昨年意見集約においても、各農業者から、現行賠償の継続を望む声が多く寄せられている。よって、東京電力に対し、生産者の納得が得られる賠償の考え方を早期に提示するよう指導願いたい。

### 【増子文部科学審議官】

- 放射能教育については、学習指導要領の改定等を含めて各段階で実施すると同時に、副読本の充実ということで福島の事故の後に放射能の記載という順番で良いのか等、国会でも議論はある。  
現在、文部科学省の中でも、構成の在り方も含めて全国的に子供達に放射能教育を正しく理解していただけるような仕組みを考えているところである。
- 観光の話については、正に政府としても観光立国実現ということで様々な政策を今作っているところであり、特に被災地の観光振興に非常に力を入れている

るので、文部科学省としてもしっかりと働きかけをしていきたい。

- 公共財物については、経済産業省が主体的に今、東京電力を指導しているところであるが、文部科学省としても早期に対応できるよう働きかけをしていきたい。

#### 4 東京電力（対応者 代表執行役社長 廣瀬直己）

13:00～14:00 東京電力本館3階 C会議室

##### 【東京電力 廣瀬社長】

- 本日は、御多忙の中、お越しいただき誠に感謝申し上げます。私どもの事故から早くも6年2ヶ月が過ぎ、この長い期間、今もなお、非常に多くの皆様に多大なる御負担、御迷惑をおかけしていることを改めてお詫び申し上げます。
- この6年間、賠償に関してもうまく進まないこと等があり、本当に皆様には大変な御心配、御迷惑をおかけしてきたが、私どもは一貫して賠償をしっかり貫徹していくという思いで、また、東京電力はそのために存在が許されているのだということを社員一人一人がしっかり胸に刻み対応してきたところである。まだまだ至らない点があるが、引き続きそうした思いでやってまいりたい。
- 原子力損害対策協議会の皆様においては、これまで何度も御要望いただいたが、私どもとしては、色々な御意見等を聞かせていただく大変貴重な場だと考えている。
- 本日も様々な御意見をいただき、私どものこれからの取組に少しでも反映していきたい。



##### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- それでは、まず私から要求書に沿って特に4項目について要求する。

##### <営業損害に係る賠償>

- 要求書2頁の1（2）。避難指示区域外における平成30年1月以降の農林業の賠償について、農林業者や関係団体の意見を十分に踏まえた上で賠償基準等を策定するとともに、農林水産業に係る営業損害については、依然として県内全域で風評被害が発生している状況を踏まえ、十分な賠償を確実に継続してほしい。

- 要求書3頁の1(3)。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについて、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情をしっかりと伺いながら、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行ってほしい。

また、原子力発電所事故との相当因果関係の確認に当たっては、一括賠償請求時の提出書類を最大限活用するなど、手続の簡素化に取り組み、被害者の負担を軽減してほしい。

#### ＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 要求書5頁の3(4)。賠償請求手続については、被害者、特に高齢者を中心に非常に負担が重い。従って、全ての被害者が確実に賠償請求をすることができるよう必要な相談体制をしっかりと確保し、賠償請求未了者への請求手続の一層の周知と相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底してほしい。

#### ＜地方公共団体に係る賠償＞

- 要求書6頁の6(3)。これまで我々も住民や民間の方々優先でやってきたが、公共賠償が進んでいない状況にある。特に、価値の減少や避難指示等により長期間管理不能となった庁舎等の修繕費用等の財物賠償について、賠償基準を早急に示すとともに、賠償金の速やかな支払いをお願いしたい。
- 当然、損害がある限りは賠償ということの基本姿勢に最後まで責任を持ってお願いしたい。

#### 【東京電力 廣瀬社長】

- 避難指示区域外における農林業に係る風評賠償の在り方については、農林業の実情を踏まえ、弊社事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を農林業関係者の皆様の御意見をしっかりと踏まえた上で、遅くとも2017年末までに確定し、2018年から適用させていただくこととしており、風評被害の実態に即した賠償となるよう、引き続き適切に対応してまいりたい。
- 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについて、やむを得ない特段の御事情により損害の継続を余儀なくされ、弊社事故との相当因果関係が認められる損害が一括賠償額を超過したとのお申し出がある場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別に御事情を丁寧にお伺いさせていただいた上で、適切に対応させていただく。
- 一括賠償後の個別の御事情を確認させていただく上で、新たな証明書類等の提出をお願いする場合も考えられるので、極力御負担をかけないようにというのは当然だが、必要性は御理解いただきたい。しかしながら、御提出が困難な場合等もあるかと思うので、丁寧にお伺いさせていただき、誠意を持ってしっかりと対応させていただきたい。
- その他の賠償項目を含めて全般的に御要請いただいているところだが、請求書等の簡素化、証憑の収集の効率化についてはしっかりとやらなければならない。

また、協議会の皆様、自治体の皆様の御協力の下、請求の呼びかけ等々を行い、未請求の方に請求していただく取組をしているところだが、引き続き、被害を受けられた方々にしっかりと寄り添って最後の一人まで賠償を貫徹するという考えで進めてまいりたい。

- 地方公共団体様の財物賠償については、鈴木副知事からお話があったように、少し後回しにしてきたというのは全くそのとおりであり、しっかりやっていかなければならないと思っている。

地方公共団体様が所有する財物に係る損害賠償については、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と考えている。今後、出来るだけ速やかに当社としての考え方を示し、適切に対応してまいりたい。

#### 【大橋 J A 協議会会長】

- 平成 29 年 1 月以降の農畜産物の損害賠償については、昨年、御社と協議・交渉を行い、当協議会会員団体や生産者等の意見等を踏まえ、御社の賠償案に合意した。
- このような中、今年に入って 3 月に飯舘村、川俣町の山木屋、4 月には富岡町の一部が避難指示解除になったが、このような地域では、営農再開に向けた環境が十分整っておらず、営農再開には相当な期間を要することが考えられる。
- 平成 29 年 1 月以降の賠償のうち避難指示区域内と出荷制限品目の一括賠償においては、現在、各 J A・団体において、請求の取りまとめ作業を行っていることから、被害に遭われた農業者が、一日も早く営農再開に向けた取組を開始できるよう、当初のスケジュールどおり賠償金の支払い事務を進めるよう、お願いしたい。

また、それら生産者分の一括賠償後は、速やかに J A・団体手数料等の一括賠償の支払い手続きを行うよう、お願いしたい。
- 一方、避難指示区域外においては、依然として風評被害が発生している。避難指示区域外の平成 30 年以降の風評賠償については、御社は 8 月中を目途に賠償方法を決定したいとしているが、特に避難指示区域外の賠償については、昨年の意見集約においても、各農業者から、現行賠償の継続を望む声が多く寄せられている。よって、生産者の納得の得られる賠償の考え方を早急に示すようお願いしたい。
- 以上のほか、「あんぼ柿」や「きのこ」の出荷制限にかかる一括賠償や、一括賠償を超える賠償額の算定方法など、新たな賠償に関する課題が山積しているほか、過年度請求分の未払い案件が大量に残っていることから、早急に対応す

るよう、要求したい。

### 【川上 J A 福島中央会常務理事】

- 今、大橋会長から申し上げたとおり、避難指示区域外の平成30年以降の風評賠償について、農業者の方々は現行の賠償方式の継続を望んでいるというのが我々の実感である。
- 毎年、我々は東京都で開催される食肉フェアに出店している。食肉フェアに来られる方は食に対する関心の高い方々だと思っており、そういった方々にアンケートを実施すると、「福島県産に不安はない」と回答している方のうち6.6%の方は「購入はしない」と回答している。  
また、時間の経過とともに不安は薄らいでいるが、「福島県産のものは購入しない」と回答した方が2015年は19.4%、2016年は23%に増加している。風評被害が全然収まっていないという状況である。  
このような現状を考えれば、今まで6年間継続してきた賠償基準をなぜ見直さなければならないのか。農業者の方々はそこに疑問を感じていると思っている。
- 例えば、指針の問題、あるいは本来の損害賠償の在り方等、そういった説明は受けているが、もっと根本的に、6年まで続けてきた賠償基準を見直す理由について農業者の方が理解できるよう、そういったところから始めていただきたい。

### 【今泉商工会連合会専務理事】

- 商工業の営業損害について、将来分を含めた2倍一括賠償についても十分になされていない。避難指示区域外の風評被害について、約束通り賠償されている方はおそらく三分の一程度だと思っている。
- 賠償制度の区切り区切りの度に、賠償基準や審査が厳しくなり、従前と同じ損害があっても賠償の対象から外れてしまうという実態があると思う。損害の実態に見合った賠償をしっかりと行うようお願いしたい。
- 2倍一括賠償後の超過分の賠償については、相当因果関係の立証に加え、自立支援策の利用状況の確認がある。帰還が進まない中で、事業の再開ができない、自立支援策を利用するに至らない事業者もたくさんおり、自立は当然しなければならないが、自立支援策の利用状況と賠償は別物と思っている。個別の状況を十分に踏まえた賠償をお願いしたい。
- 記憶の風化というのもあり様々な支援が少なくなってきた中で、風評被害だけ根強く残っている。これから減収の幅が広がっていったり、減収の要因が変化していくというケースもあると思う。将来分の一括賠償がなされなかった事業者も含めて個別事情に応じて誠意ある対応をお願いしたい。

- 2倍一括賠償後の超過分の賠償請求手続きについては、相当因果関係を既存資料で確認する等、事務手続きの簡素化、負担の軽減に努めていただきたい。小規模事業者が定量的に立証していくには非常に難しいので、しっかり話を聞いて柔軟な対応をお願いしたい。

#### 【東京電力 廣瀬社長】

- 大橋会長から御指摘のあった避難指示区域内等の農林業の賠償に係るJA等への賠償金の支払いについては、スケジュールをしっかりと遵守するよう手続きを進めているところである。
- 避難指示区域外の農林業に係る平成30年以降の風評被害の在り方については、JA協議会様から色々と御意見を頂戴しているところ。来年以降の賠償の話であり時間がないので、しっかり進めていかなければならないと考えている。引き続き色々と御要望をいただき進めてまいりたい。
- 福島県産のものを購入しないという消費者のアンケート結果の話があった。風評被害対策として、我々も福島県産の品物の安全PRをしてきたが、それだけでは不十分であることを示すアンケート結果だと受け止めたので、知恵を出して、きめ細かく消費者の購買行動に結びつくような活動をしていきたい。
- 今泉専務理事から御指摘いただいた商工業等の営業損害に係る一括賠償について、商工団体様の御意見を踏まえ、なるべく現地で訪問対応してしっかりと話をお聞きするということを強化しているところである。その後の取扱いについても、なるべくこちらが出向いて現地で訪問対応し話をしっかりと承りたい。
- 自立支援策の利用状況というのは確かに直接的に賠償とは関係ないというのは御指摘のとおりかと思うが、自立支援策も是非利用していただき、その上でどうしても損害がなくならずに賠償が必要だということを確認させていただくことが必要だと思っている。確かに自立支援策の利用状況をもってどうのこうのというだけではないのかもしれないので、事業再開をどういう形でどういう計画をお持ちになった上で今どういう状況なのかをしっかりと聞いていかなければならないと思っている。いずれにしても、個別の状況をしっかりと聞きするということに尽きると思う。今後もしっかりと対応していなければならない。

#### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 今、廣瀬社長から自立支援策の利用状況については直接賠償とは関係ないという話があった。周辺情報として聞くことについては止めるつもりはないが、それを条件のごとく取られてしまうと非常に問題なので、言い方や配慮の仕方については注意を払っていただきたい。

#### 【川上JA福島中央会常務理事】

- 避難指示区域外の農林業に係る営業損害の賠償について、6年間使ってきた



賠償基準をなぜ見直すのか。そこが検討の入口だと思っている。

- 環境が一切変わっていない中、29年度も含め7年間使った基準を急に見直すことが、我々農業者になかなか結びつかない部分がある。これだけの変化があったから見直す等、理由が明確で農業者自身が納得できるなら別だが、それができないからなかなか検討が進まないのだと思う。明確にそういった部分を示していただきたい。

### 【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 福島県市長会は、原発事故に起因する様々な問題に対し、冷静にそして科学的にという姿勢で対応してきた。
- 冷静に地域の将来を見据えた形で、東京電力に協力できるところは協力しながらやっていく。東京電力にも適切かつ速やかに対応してもらおう。お互いそういうことでこの原発被害、あるいは地域の将来を一緒に作っていかねばならないという気持ちで福島県市長会としてはやってきた。よって、本質に逸れるようなことは我々としては一切触れないが、今問題となっているのはその本質の部分である。
- 一括賠償で賠償を終わりにしようとする考え方が果たして適切かどうか。実例を挙げると、相馬港で上がった魚や市内で収穫した野菜を市民に届けるため、相馬市では市内に公設市場を作り、出来高の一部を歩金として徴収し運営しているが、この歩金について、野菜が5分の1、魚が5分の2まで激減している。ベースラインになっている漁業や第一次産品の風評被害が解決していないこのような事例に関して一括賠償という考え方は甚だ不適切だと思う。一括賠償という考え方が当てはまる業種、当てはまらない業種を明確にし、一括賠償が不適切なものについては従来の賠償を継続してもらおうしかない。
- 地方公共団体に対する賠償が遅れている。

原発事故の影響で増えたイノシシを捕獲し処分しなければならないことから、狩猟者の増員、練習場や焼却炉の整備を行った。焼却炉の整備に当たり相馬市が負担した費用や運営費等について、東京電力に請求しているが支払が滞っている。

我々としても汗をかくが、東京電力が明確に負担しなければならない経費については、速やかに対応してもらいたい。適切かつ速やかというのはいふことである。廣瀬社長が冒頭に「責任をしっかりと果たす」と言ったがその精神でやっていただきたい。
- 相馬港では50億円の漁獲高があった。それが仲買、加工業者、旅館に渡り、最終的には200億円になった。それが相馬の経済の源だったが、今は動いていない。相馬の経済復興のためにもしっかりと対応願いたい。

### 【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 私からは、自治体に関する賠償関係で2点ほど申し上げたい。

まず1点目として、県内の自治体は住民の安全安心を守るために様々な検査や風評被害対策事業を実施してきた。自治体によっては専門の部署を設ける等して原発事故に対応してきたところ。しかし、人件費を含めたそれら費用に対し賠償されたのは一部のみである。

各自治体が実施してきた放射能測定検査などは、明らかに原発事故が要因で実施してきているにも関わらず、検査に対する政府指示の有無を賠償の判断としており、また、自治体はその地域を良くしていくことが、自治体業務そのものであるというような理由から、専門部署の設置に伴う人件費や超過勤務手当、風評対策事業等への賠償が進んでいない。

しかしながら、原発事故が無ければそれら検査や事業に人も予算も割く必要はなかったわけであり、原発事故との因果関係は明らかであることから、要求書にあるとおり、請求手続の簡素化と迅速かつ確実に賠償いただきたい。

- 併せて、原発事故によって生じた目的税はもとより固定資産税を含めた普通税の減少分についても確実に賠償いただきたい。
- 2点目として、市町村や財産区が保有している山林は、歴史的にも地元との関係が深く、自分たちの山として愛着をもって接しているが、賠償は分収林契約地のみであり、市町村や財産区には損害の発生が認められていない状況である。分収林契約は、公有林管理の一手法であり、管理手法の違いによって損害に差異が生ずるものではなく、現在の立木に対する賠償の取扱いは著しく均衡を欠くものなので、速やかに全ての公有林を賠償対象としていただきたい。
- 最後に、これまで県町村会では、東京電力が新・総合特別計画で掲げている3つの誓い、「最後の一人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を賠償に携わる方々に徹底いただき、全ての賠償にあたるよう、強く求めてきた。東電においては、「損害のある限り賠償する」という方針をしっかりと堅持し、三つの誓いに則り、現時点では手に負えない原発事故を処理しなければならないことを、東電本社を原発敷地に移す覚悟を持ち、そして被害者の立場に立ってすべての賠償を行っていただくことを強く要望したい。

### 【伊澤双葉町長】

- 公共財物に対する損害賠償の方針について、東京電力に対し幾度も回答を求め続けているがまだ回答はなく、時間だけが経過しているのが現状である。

この賠償問題が中間貯蔵施設の建設予定地内の町有地の取扱いも含め、被災地域に係る今後の復興に係る取組を進める上での大きな障害になることも懸念されている。被災地域、ひいては福島県全体の復興加速化を図るため、公共財

物に対する損害賠償に係る結論を平成29年中に示すよう強く求める。

- 被災地域における各々の事情を十分認識し、被災地域を一律に取り扱うのではなく、その被害実態に即した賠償を迅速かつ確実に実施するよう強く求める。併せて、今後も長期避難の継続が見込まれる被災された方々への生活支援策の充実を図るよう強く求める。
- 被災地域の風評の払しょくに積極的に取り組むとともに、福島県全体の復興や住民の帰還に支障をきたすことのないよう、福島第一原子力発電所の廃炉作業を早期かつ着実に実施するよう強く求める。

### 【東京電力 廣瀬社長】

- 一括賠償については、一括賠償なりの利点はあったと思っている。これまでの6年間、スピードは大事で、それぞれの証憑等々のことを含め、ある程度まとめてどんどん賠償を進めていくことでの役割はあったと思う。
- しかしながら、御意見があったようにこれから段々その状況が変わっていく。産業、あるいは個人によってもそれぞれの状況が異なってくるのは御指摘のとおりである。鈴木副知事からもあったように、そうした段階から正に個人のお話をしっかりお聞きしながら進めるという方向に少しずつ変わってきているということだと思う。そこを埋めるのが、業界ごと、種目ごと、あるいは個人ごとにしっかりと個々の事情をお聞きし、色々な状況をきめ細かく取り入れていくということだと思っている。口で言うほど簡単ではないのは事実だが、そうした考えでこれからも進めていかなければならない。
- 立谷市長から話があった漁業の賠償、あるいは遠藤町長から話のあった立木の賠償等々についても、損害がある限り賠償しなければならないという大きな方針は変わっていないので、最後までしっかりやりたい。
- また、三人の首長から話があった自治体の賠償については、確かにこれまで後回しになっており、待たせてしまっているのは事実である。いよいよ取りかからなければならないと認識しているので、できる限り急いでやっていかなければならない。当然のことながら、原発事故との相当因果関係がある損害について賠償していくということだと思っているので、それをしっかり詰めて適切にお支払いを進めてさせていただきたい。
- 3つの誓いはしっかりやっていく。
- 伊澤町長から話があった廃炉作業について、最近は少し落ち着いてきているが、しっかり気を抜かないようにしたい。しかしながら、今後、絶対に何も起きないというのも難しいところがあるので、何か良からぬことが起きた場合にもしっかりと丁寧に迅速に皆様に御説明をして、少しでも御心配をおかけしないようにしたい。
- 税金等々についても、速やかに色々お話を伺ってやっていきたい。

### 【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 補足として、先ほど、公設市場の話をしたが、これは一括でもらうべき性格のものではないことから、毎年賠償してほしいと言ったが応じてもらえなかったため、ADRにもっていった。ADRでは来年にならないと結論が出ないとのこと。公設市場は行政に関わることだが賠償金の受け取りが遅くなってしまう。
- 相馬市において、行政関連費用として、仮設焼却場付近の地域住民に放射線量測定を委託している。地域住民も一緒になってこの原発事故に対応している。原発事故がなければ必要なかったこういった経費を速やかに支払ってほしい。
- 一括賠償の方がいい業種もあるかもしれないが、業種によっては矛盾が生じることから状況をしっかり把握しなければならない。このことについては、今後も市長会として議論の争点にさせていただく。
- 賠償と自立支援策は別物である。賠償が基本にあり、その上で自立支援策を考えるべきである。自立支援策の分、賠償が疎かになるということは矛盾していることを明確に指摘させていただく。

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 今の点も含めて私から確認させていただく。  
農林業の風評賠償については、関係団体の意向を十分に踏まえた上で、できるだけ早期に農林業者の理解が得られる賠償基準を取りまとめていただきたい。
- 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについては、非常に厳しい状況になっていることから、事業者の個別具体的な事情をしっかりと伺いながら、被害の実態に見合った賠償を行っていただきたい。  
併せて、証明書類等の簡素化についても再度お願いをしたい。
- 自治体賠償については非常に遅れていることから、迅速な対応をお願いしたい。自治体の財物賠償に関する考え方について、廣瀬社長から出来るだけ速やかに考え方を示す旨の話があったが、期限をある程度区切らないと進まない。双葉町長から29年中という話もあったので、決意というか、考え方を示していただきたい。
- 最後に、基本的な考え方として、損害がある限り賠償するというのを再度、社長から説明願いたい。

### 【東京電力 廣瀬社長】

- 農林業及び商工業等に係る営業損害については、しっかりとスピードアップして早めにお示しするというところが大事だと思っている。その関係で証憑等の合理化、簡素化もしっかりして、あまり御負担にならないように努力していかなければならないと思っている。そうしたことを出来るだけ早めにお示しするという事だと思っている。

- 自治体の公共賠償については、伊澤町長からも御指摘があったとおり、早くやらなければならないと思っている。この場でいつまでにとするのは難しいが、お話をしっかりお聞きしながら御意向を確認し、できるだけ早く進めてまいりたい。
- 損害がある限り賠償すると常々申し上げているが、できれば風評被害も含め、損害をなるべく小さくしていくための努力についても、我々も含め、自治体の皆様、あるいは各種団体の皆様の御協力をいただきながら進めていきたい。  
しかし、それでもなお残った損害についてはしっかり賠償するということに変わりはないので、引き続きそうした考え方でやらせていただきたい。
- 今回の協議会とは直接関係ないが、この度、当社で大きな人事異動があり、私も株主総会を経て退任となる。  
ご存じのとおり、私は原発事故から社長になるまでの約1年3ヶ月、賠償担当をやらせていただき誠に感謝申し上げます。振り返ると、言い訳をすれば我々も何も分からず最初から御迷惑をかける連続だった。前にも話したことがあるが、福島の桃の種類が20もあるということを私は全く知らなかった。そうしたことから勉強させていただきながら続けてきた。本当に皆様には感謝申し上げますとともに、至らなかった点についてはお詫び申し上げたい。
- 残念ながらまだまだ損害が続いている状況にあり、今も話が合ったように損害が続く限りは賠償していかなければならない。もちろん早く損害がなくなることを私どもも強く願っているが、一方でしっかり賠償していくということに変わりはない。
- この後、体制が変わるが、私は引き続き色々な形で取組に参加していきたい。今後ともよろしく願いしたい。

#### 【東京電力復興本社 石崎代表】

- 6月23日の株主総会をもって、副社長、復興本社代表を退任することになった。その後は福島担当特別顧問ということで引き続き復興本社に残る。そして福島の皆様のためにこれからも全力を尽くす。それだけはしっかりとお約束をさせていただく。  
これまで本当に色々と御迷惑をおかけしながらも色々とお世話になった。誠に感謝申し上げます。これからも是非引き続きよろしく願いしたい。福島に住みこれからも全力を尽くす。よろしく願いしたい。

#### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- それでは最後に私から一言申し上げます。
- 原発事故から6年2か月が経過した今もなお、多くの県民が避難生活を続けている。また、各方面に風評の影響が根強く残るなど、依然として厳しい状況

が続いている。

- 被害者一人一人が一日も早く生活や事業を再建することができるよう、東京電力は、損害がある限りは賠償を行うという考えの下、被害者それぞれの立場に立った賠償を的確、迅速に行い、事故の原因者としての責任を果たすべきである。
  - 本日の各代表者からの色々な意見について、誠意を持って真摯に対応していただきたい。
  - また、今ほど体制の話があったが、当然、組織として受け止めていただくということなので、新体制になっても、この基本的な姿勢、そして、賠償に対する対応、是非ともより一層改善できるよう御努力をお願いしたい。
- 以上で、本日の要求活動を終了する。

## 5 公明党（対応者 代表 山口那津男ほか）

14：20～14：40 衆議院第二議員会館10階 1018室

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、原子力損害対策協議会として、JA、商工団体、市町村の代表とともに、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書、また併せて、県として商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書をお持ちした。



### ＜営業損害に係る賠償＞

- 始めに協議会の要望について説明させていただく。  
要望書2頁の1（2）。避難指示区域外における農林業の営業損害については、今年一年をかけて関係団体と議論して来年以降の賠償を決めることになっており、現在、議論が始まったところであるが、農林業者や関係団体の意見を十分踏まえ、賠償基準等を早期に策定させるとともに、依然として県内全域で風評被害が発生している状況を踏まえ、十分な賠償が確実に継続されるようお願いする。
- 要望書3頁の1（3）。商工業等の営業損害に係る一括賠償後の取扱いについて、年々厳しくなっている。まだまだ風評等も継続しているので、個別具体的な事情をしっかりと伺い実態に見合った賠償を行っていただきたい。  
併せて相当因果関係の確認についても相当厳しくなっているので、書類の簡素化も含めて被害者の負担軽減についてよろしくお願いしたい。

### ＜被害者や地域の実情を踏まえた賠償＞

- 要望書 6 頁の 6 (3)。今まで住民や民間の方を優先していたことから公共賠償については遅れていたが、原発事故から 6 年が経過し、公共賠償についてもそろそろ進めていただきたい。特に、財物については、長期間管理不能となった庁舎等の修繕費用等も含めて早急に賠償基準を策定し、支払を開始いただきたい。

### ＜生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施＞

- 最後に要望書 7 頁の 9。当然、賠償だけでは事業再開が進まないのので、施策として就労支援、事業再開支援、医療福祉サービスの充実等、様々なきめ細かな支援策を国において確実にお願いしたい。

#### (事業者への支援策に係る県要望)

- 次に、県として福島県内の商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書について説明させていただく。

要望書 1 頁の 2 (1)。原子力災害対応雇用支援事業については、皆様の御協力で継続していただいているところであるが、今後も被災求職者の生活の安定という観点から極めて重要な事業なので、平成 30 年度も必要な予算の確保をお願いしたい。

- 要望書 3 頁の 5 (4)。二重債務問題解決のための支援の継続については、今後も、震災前の債務の償還が困難になる事業者や資金繰りに窮する事業者が出てくるのが懸念されるため、引き続き二重債務の債権買取のための措置を継続していただきたい。

- 要望書 5 頁の 2。福島県農林水産業再生総合事業について、風評被害が継続しているので、継続的に実施できるよう必要な予算の確保をお願いしたい。

先日、GAP の取得日本一を目指す GAP チャレンジ宣言を行い、予算もある程度つけていただいているが、認証取得に必要な施設等の生産条件整備も支援対象となるよう制度を見直していただきたい。

- 風評被害は非常にまだまだ厳しい状況なので、国による農林水産物の風評対策の強化についてもお願いしたい。特に、諸外国に対する輸入規制解除の働き掛けを含めて是非ともお願いしたい。

#### 【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 現在、復興・創生期間で復興庁という組織が中心となって色々を行っているが、原発事故に伴う被害について、どう考えてもあと 4 年で終わることはない。お陰様で相馬市は地震、津波に関する復興事業はほとんど終わった。しかし、漁業の風評被害等の放射能に起因する問題については、非常に時間がかかると考えなければならない。そうしたことを踏まえ、この復興庁の組織の後の体制について、先の見通しを担保し我々を安心させていただきたい。福島県に特化

した復興庁等、何らかの組織を残していただきたい。それが県内の市長達の願いである。

- 漁業組合の経営が厳しい。賠償がどうなのかという問題がある。一括賠償で済むということにはならないと思うので、東京電力をしっかりと見張っていただきたい。
- 相馬市では復興市場のようなものの設置を考えている。半官半民で運営し、ディスカウントしたりイベントを実施して自らの手で福島県民に魚を食べてもらうというような取組が必要と考えているので、是非支援をお願いしたい。

#### 【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 原発事故に対し、各市町村においては、特化して人員を配置して新たなチームを作りながらこれまで対応してきた。これからも対応が必要になってくる。それらに対する賠償について、しっかりとバックアップしていただきたい。
- 事故に伴い税収の減少、これは普通税も含めて減少しているのも事実なので、賠償についてしっかりとバックアップしていただきたい。
- 福島県の日本酒の金賞受賞数が5年連続日本一と大変うれしい話があった。風評被害の払拭に大きな役割を果たしたと思っている。こういう話や、あるいは教育旅行で福島に来てもらうことで、福島県は安全だと理解してもらえと思うので、バックアップしていただきたい。

#### 【伊澤双葉町長】

- 公共財物に対する損害賠償の方針が未だ示されず、時間だけが経過しているのが現状である。当町では中間貯蔵施設の受け入れを表明しているが、当町における中間貯蔵施設の建設予定地内に町有地が4分の1ある。公共財物の賠償が決まっていない状況で、中間貯蔵施設の用地に関して、町として判断することが非常に厳しい状況になってくる。

東京電力には震災直後から申し入れしているが、未だに実りある回答がないことから、是非とも29年中に方向性を示していただきたい。

- 被災地域を一律に取り扱うのではなく、その被害の実態に即した賠償を実施するよう国として結論を出し、しっかりと説明していただくようお願いしたい。
- 今後も長期避難の継続が見込まれる被災された方々への生活支援策の充実を図っていただきたい。

#### 【大橋JA協議会会長】

- 避難指示区域内と出荷制限品目の一括賠償においては、現在、各JA・団体において、請求・取りまとめ作業を行っているが、5月は約200億円の請求を行うことができた。
- 避難指示区域外の平成30年以降の風評賠償の検討については、東京電力は



8月中を目途に賠償方法を決定したいとしているが、避難指示区域外の賠償については、昨年の意見集約においても、各農業者から、現行賠償の継続を望む声が多く寄せられているところである。よって東京電力に対し、生産者の納得が得られる賠償の考え方を早期に提示するよう指導願いたい。

#### 【今泉商工会連合会専務理事】

- 県内の商工業の状況については、復興需要もピークアウトし、震災の記憶の風化もあって色々な支援策も減ってきており、風評被害だけが根強く残っているという厳しい状況にある。そうした中、将来分を含めた一括賠償も十分になされておらず、約束どおり賠償されたのは3分の1程度である。
- これからのことについて、事業者は非常に不安に思っている。年月が過ぎれば過ぎるほど賠償の基準や審査が厳しくなり、今までと同じ損害が発生しているのに賠償から外れてしまうという現実がある。東電に対し、損害の実態に見合った賠償を的確に行うよう指導願いたい。

#### 【真山議員】

- 賠償について、早期に取り組みなければいけない非常に重要な課題だと改めて認識したので、しっかり進めさせていただきたい。
- 風評被害について、風評実態調査がこれから始まるが、調査するだけでなく、指導・監督、これが一番大きな肝だと思っているので、しっかり取り組んでいきたい。

#### 【赤間議員】

- 引き続き、賠償のことはしっかり受け止めていきたい。
- 帰還困難区域についても、いよいよ特定復興再生拠点の話が出てきた。現在、なるべく福島県の被災自治体の皆様の思いを反映できるような特措法の基本方針を作成しているところである。
- 特定復興再生拠点については、双葉町や大熊町において議会の了解を得ながら、大変だと思うが副大臣パワーを最大限行使していきたい。

#### 【中野議員】

- 発災から時間が経過していく中で、御不安に思われていることが様々あるということを伺ったので、しっかり受け止めて復興の委員会でも取り上げていきたい。

#### 【浜田議員】

- 公共財物の賠償については、経済産業省を通じて早急に対応したい。
- 復興庁の次の組織の問題については、復興庁の見直しの時に合わせて、しっ

かりと検討したい。来年の今頃には議論が始まっていると思う。

### 【赤間議員】

- 復興庁の後の組織について、制度設計で何が本当に必要なのか、継続していくためにどういう組織が必要なのか、また色々相談して出来るだけ早く方向性を出したい。

### 【山口代表】

- 特措法の成立が遅れたことは誠に申し訳なかったが、成立した以上、実施に向けて体制を整えていきたい。
- 先般、参議院創設70周年記念行事において福島のお手伝いをしようということで、お酒に参議院という名前のラベルを付けて試験的に発売をしたところ、瞬く間に売れた。明日から本格販売ということで、主立った福島の銘柄を16種類、全て同じ参議院というラベルで順次売り出すことになっている。これも必ず好評で売れると思う。

風評被害について、最近は安全で検査もしていることは分かっているけれども手を出しにくいと考えている消費者もまだ残っているので、そこをいかに克服していくか色々取り組みたい。

- 賠償の問題というのは、加害者がいて確実に発生した結果を償うものなので遠慮なくきちんと請求をする。相当因果関係があるかないかというのは法律論になるが、これは加害側と被害側との厳しいやりとりによって最終的には決まるものなので、最初から引く必要はないと私は思う。基準の早期策定及び賠償の確実な実行に向けて我々もしっかり協力してまいりたい。

## 6 民進党（対応者 東京電力福島第一原子力発電所事故対策・福島復興推進本部長 細野豪志ほか）

15:00～15:20 衆議院第一議員会館 818会議室

### 【細野本部長】

- 協議会の皆様、本日はお越しいただき感謝申し上げます。  
様々な御要請をいただいているが、協議会の要請は最も重要な要請と受け止め、今回もこのようなメンバーで参加をさせていただいた。
- 福島特措法も本国会の議題になっており、また、避難指示区域も解除され



たということを含めて、福島県を巡る状況というのは大きく動いている。

- 一方で、損害賠償を始めとした深刻な状況は依然として変わらないというのが、私の認識である。
- 今日は、増子先生を始め、福島県選出のたくさんの先生に参加いただいている。党全体として皆様の要請をしっかりと受け止め、特に3.11の時に当時者であった私どもが、皆様の声を受け止め、できる限りのことを実現できるよう努力したいと思っているので、どうぞよろしくお願ひしたい。

#### **【鈴木県協議会会長代理（副知事）】**

- 本日は、原子力損害対策協議会として、JA、商工団体、市町村の代表とともに、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書、また併せて、県として商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書をお持ちした。

#### **<営業損害に係る賠償>**

- 始めに協議会の要望について説明させていただく。  
要望書2頁の1(2)。避難指示区域外における農林業の営業損害については、今年一年をかけて関係団体と議論して来年以降の賠償を決めることになっており、現在、JAと東電が議論しているところであるが、賠償基準を早急に策定するとともに、依然として発生している風評被害について、継続して十分な賠償がなされるようお願ひしたい。
- 要望書3頁の1(3)。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについて、相当因果関係の確認が相当厳しくなっているので、まずは、個別具体的な事情をしっかりと伺っていただき、被害の実態に見合った賠償を行うとともに、手続の簡素化も併せてお願ひしたい。

#### **<地方公共団体に係る賠償>**

- 要望書6頁の6(3)。これまで住民や民間優先ということで、公共賠償関係は後回しにしてきたが、そろそろ、公共賠償を加速していただきたい。  
特に公共財物について、賠償基準を早急に策定し、迅速な賠償をお願ひしたい。

#### **<生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施>**

- 要望書7頁の9。賠償だけでは生活再建が進まないなので、国による様々な施策の確実な実施をお願ひしたい。

#### **(事業者への支援策に係る県要望)**

- 次に、県として福島県内の商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書について説明させていただく。  
要望書1頁の2(1)。原子力災害対応雇用支援事業について、被災求職者の生活の安定を図るため極めて重要な事業であり、今年度も継続いただいているが、平成30年度も必要な予算の確保を是非お願ひしたい。

- 要望書3頁の5(4)。今後も、震災前の債務の償還が困難になる事業者や資金繰りに窮する事業者が出てくる懸念があることから、引き続き二重債務の債権買取のための措置を継続していただきたい。
- 要望書5頁の2。今年、福島県農林水産業再生総合事業による風評払拭事業がスタートしているが、引き続き十分な予算の確保をお願いしたい。
- 福島県はGAPの取得日本一を目指すというGAPチャレンジ宣言を行わせていただいたところだが、GAPの認証取得に必要な施設等の生産条件整備についても支援対象となるようよろしくをお願いしたい。
- 国による風評対策の強化を引き続きお願いしたい。特に、諸外国の輸入規制に対する働き掛けを是非お願いしたい。

#### 【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 風評被害によるダメージをどうやって元に戻していくかが問題。  
放射能教育について、もう少し国民に理解してもらわないと、風評被害の払拭がなかなか進まないのではないか。放射能を国民が理解することで、国全体のためだけではなく、ひいては福島県のためにもなる。
- 先ほど、文部科学省において、高校入試に放射能に関する問題を出してほしいと要望した。そのぐらいやらないとなかなか国民の理解が進まない。  
なお、相馬市では小学生、中学生、高校生、全部1年に1回ずつ放射能に関する講義しており、それで落ち着いている部分もある。しっかり教育して、正しく恐れて賢く避けるを目指していかなければならない。

#### 【大橋JA協議会会長】

- 一番は風評被害の問題である。米については、福島県の名前を付けてもらえない。売れることは売れるが、高値で購入してもらえない。  
桃については、生産量が山梨県に次ぐ2番手として、福島県のブランドでがんばってきた。それが長野県に負け、去年は新潟県にも負けたというのが福島県の現状である。支援をお願いしたい。

#### 【小熊議員】

- ちょうど今外部委員会があり、輸入規制の話を見せてもらった。
- 飯倉公館でのレセプションにおいて、昨年是一回も被災地の物を使っていないという驚愕の事実が分かった。安倍政権では全員が復興大臣のつもりでがんばっていると言っているが、言葉だけということが分かり、外務大臣からこれからはしっかり改めて取組し直すと言ってもらった。引き続きがんばっていきたい。

#### 【金子議員】

- 風評被害については、本当に切実な願いを改めてお伺いさせていただいているが、47億円の予算をいかにしっかり活用していくか、それに尽きると思う。

#### 【田島議員】

- 親日国の台湾が輸入規制をしている。なんとか打開できるように具体的にこれから台湾に対して動きたい。

#### 【大島議員】

- 寄り添ってとは思っているが、なかなか与党の時みたいに活動できていないことを反省しつつ、また御指導いただきたい。

#### 【田名部議員】

- 東日本大震災復旧・復興推進本部の副本部長ということで、農林水産委員会にも所属しているので、農林水産業従事者の皆様がまた意欲を持ってしっかりと仕事を続けていけるように、風評被害対策も含めてしっかり取り組んでまいりたい。

#### 【増子議員】

- それぞれの御要望について、私なりに重く受け止めて今日までやってきた。
- 風評被害について、GAP認証は極めて重要だと思っている。このGAP認証の取得を全県下で短期間に徹底して実施すれば、全量全袋検査は必要なくなる。全量全袋検査については、実施することで福島県の農産物は世界一安全と言われる一方で、逆に今もまだ実施しているのかとのイメージが大きい。また、GAP認証を取得すれば、全量全袋検査にかかっている予算を他に充てることができる。我々も微力ながらしっかり応援してまいりたい。

#### 【玄葉議員】

- 農産物の賠償について、昨年、私も東京電力の幹部に何度も要請したが、この問題にスクラムを組んで取り組んでいく。
- 先ほど、立谷市長から高校入試に放射能に関する問題を出してほしいとの話があったが、非常に良いアイデアだと思った。放射能を正しく恐れるということ福島県内だけではなく、全国にどう地に足をつけて知らしめるかということで、入試問題として出題するというのとは一つの良いアイデアとして受け止め進めたい。

#### 【大串議員】

- 東日本大震災時に政権を預かっていた党として、復興が私達の命に関わるものとして全力で取り組んでいきたい。私自身も復興大臣政務官をやらせていた

だき、身に染みて感じているところである。

- 私達、野党に戻ったが、衆議院選や参議院選のマニフェストにおいて、毎回、復興は重要事項の一つとして掲げてきた。それは今後も変わらない。復興からの再生、特に福島復興・再生なくして日本全体の復興・再生なしとこういった固い思いで福島県選出の国会議員の先生方と力を合わせてがんばっていくので、今後とも御指導をよろしくお願ひしたい。

## 7 経済産業省（対応者 副大臣 高木陽介）

16:00～16:15 経済産業省本館11階 高木副大臣室

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

- 本日は、原子力損害対策協議会として、JA、商工団体、市町村の代表とともに、原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望書、また併せて、県として商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書をお持ちした。



### <営業損害に係る賠償>

- 始めに協議会の要望について説明させていただく。

要望書2頁の1(2)。農林業の避難指示区域外の営業損害の賠償については、団体と協議をして今年中に来年以降の賠償を決めるということになっているが、団体の意見を十分に踏まえて早急に策定いただきたい。また、風評被害は依然として発生しているので、確実に賠償がなされるようお願いしたい。

- 要望書3頁の1(3)。商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについて、シビアになってきている。個別具体的な事情をしっかりと伺っていただき、実態に見合った賠償をお願いしたい。
- 相当因果関係の確認も相当厳しくなっているので、簡素化も含めて被害者の負担にならないようお願いしたい。

### <地方公共団体に係る賠償>

- 要望書6頁の6(3)。これまで住民や民間優先で進めてきたが、公共賠償についても手続きを進めていただきたい。公共財物については、廣瀬社長もなるべく早く賠償基準を策定すると言っていたが、年内には基準を示すように東京電力を指導願ひたい。

### <生活再建と住民帰還に向けた政府による復興施策等の確実な実施>

- 要望書7頁の9。賠償だけではなく、国の施策として、生活や事業の再建策、

様々な支援策を確実に実行していただきたい。

#### **(事業者への支援策に係る県要望)**

- 次に、県として福島県内の商工業者及び農林漁業者の方々への支援策に係る要望書について説明させていただく。  
要望書1頁の2(1)。復興庁の所管だが、原子力災害対応雇用支援事業について、継続が重要なので、来年度の予算取りも含めて是非ともお願いしたい。
- 要望書3頁の5(4)。二重債務問題の解決のための支援について、震災前の債務の返還が困難になる事例や、資金繰りが非常に厳しい事業者もいるので、継続していただきたい。
- 要望書5頁の2。農林水産業の風評被害について、今年度、実施している福島県農林水産業再生総合事業の充実強化や予算取りも含めてお願いしたい。
- 福島県ではGAPの取得日本一を目指すチャレンジ宣言しているので、御支援をお願いしたい。
- 風評被害については厳しいものがある。特に、海外の輸入規制については、まだまだ進んでいないところがあるので、国としてそれに対する働き掛けを是非お願いしたい。

#### **【高木副大臣】**

- 本日いただいた御要望については、まずはしっかりと受け止めさせていただきたい。
- 農林業の風評被害賠償については、12月の全体会議においても申し上げたとおり、損害がある限り賠償するという方針の下、風評被害が当面は継続する可能性が高いとの認識に立って、適切な賠償がなされるよう検討を進めて行くことが必要だと思う。
- 商工業等の営業損害賠償についても、損害がある限り賠償するという方針に変わりはない。様々な状況に置かれている事業者の方々それぞれのご事情に応じて、丁寧な対応を行うことが重要だと思う。
- 地方公共団体の財物の賠償については、自治体のご事情を丁寧にお伺いし、様々な実情を踏まえた検討が必要。これは早期にやっていかなければならないことから、東京電力をしっかりと指導してまいりたい。
- 生活再建と住民帰還に向けては、住宅確保、医療福祉、買物、教育、防犯、公共交通等の生活環境を整備するとともに、官民合同チームによる支援や福島イノベーションコースト構想の具体化による新産業の創出など、あらゆる政策手段を通じてしっかりと政府一丸となって取り組む。
- 二重債務問題の解決については、解除がかなり進んできていよいよこれで二重債務が明らかになってくるという状況にもあるので、被災事業者の個々の御

事情や支援ニーズを踏まえ、引き続き、適切な支援に取り組んでまいりたい。

- 農林水産物の風評払拭については、近々、福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会に農林水産省の矢倉政務官、復興庁の長沢副大臣と一緒に参加させていただくので、しっかり手を打ちたい。また、予算の確保が一番重要なので、農林水産省、復興庁としっかり連携してやっていきたい。
- 副知事から話のあった輸入規制についても、現在、復興庁の橘副大臣が担当し、各大使館を含めてこまめに回って、事情を色々聞きながらしっかり手を打ってきたところである。
- 全体を通して、いよいよ福島の復興のページが変わってきたが、まだようやくスタートラインという認識に立ち、復興の加速について、政府、まずは経済産業省を挙げてしっかり取り組んでまいる。

#### 【大橋 J A 協議会会長】

- 避難指示区域内と出荷制限品目の一括賠償においては、現在、各 J A・団体において、請求の取りまとめ作業を行っているが、5月は約 200 億円の請求を行うことができた。
- 避難指示区域外の平成 30 年以降の風評賠償の検討については、東京電力は 8 月中を目途に賠償方法を決定したいとしているが、避難指示区域外の賠償については、昨年意見集約においても、各農業者から現行賠償の継続を望む声が多く寄せられている。よって、東京電力に対し、生産者の納得が得られる賠償の考え方を早期に提示するよう指導願いたい。

#### 【伊澤双葉町長】

- 公共財物の賠償について、双葉町としては震災直後から東京電力に請求してきたが、個人賠償の方が優先されてきた。
- 双葉町における中間貯蔵施設の建設予定地の契約について、人数で 40%、面積で 30% 以上が完了している。4分の1の面積が町有地である。賠償の判断がなされなければ、町としても、中間貯蔵施設の建設予定地にある町有地について、判断が厳しい状況になってくるので、是非、平成 29 年中に公共財物の賠償に係る考え方や方向性を決めるように指導していただきたい。

#### 【立谷市長会会長（相馬市長）】

- 本日、東京電力に対し、一括賠償が適切かどうか、一括賠償を受けて業態を変更するという事はあるかもしれないが、それができない業態にまで求められても困るということを議論させていただいた。
- 風評被害については、相当長いスパンで賠償は必要になる。支援策の利用と賠償は考え方が異なるので、我々としては当然の権利として、賠償を要求するという姿勢を貫きたい。これは農業、漁業、それから第三次産業についても同



じ事が言えるので、我々の活動の支援をお願いしたい。東京電力に対してもしつかり指導をお願いしたい。

#### 【遠藤町村会会長（鏡石町長）】

- 要望書のとおりであるが、風評被害を払拭するには、福島県に来てもらうことが重要。例えば教育旅行等を含めていかに福島県に来てもらうか、そういったことについて経済産業省としてできる限りの支援をお願いしたい。

#### 【今泉商工会連合会専務理事】

- 商工業の営業損害については、将来分の一括賠償ですら十分に賠償がなされていなかったと考えている。風評被害の関連では、約束どおり賠償されたのは30数パーセントだと思う。  
東電は損害がある限りは賠償すると言っているが、賠償制度の区切り区切りの度に基準や審査が厳しくなり、同じ損害であっても賠償から外れてしまうというような実感がある。東電に対して、損害がある限り必ず損害の実態に見合った賠償を的確に行うよう御指導をお願いしたい。

#### 【高木副大臣】

- 各分野の皆様の御要望をしっかりと受け止めたい。特に、風評の問題というのは、何が風評なのかというのが難しいという話もけっこうあると思う。そういう部分では、まず農林水産物の風評払拭対策協議会で、そこをしっかりと見極めていく。  
当然、損害がある限りは賠償する。これは当たり前の話だが、損害はない方が良いに決まっているので、損害をなくしていく施策についても車の両輪のごとく実施していくのが必要だと思う。
- 避難指示区域外の農林業に係る風評被害の賠償については、丁寧に提示するよう東京電力にしっかりと求める。
- 公共財物について、今まで個人の賠償の方が優先されたという事実はあるが、いよいよこれから自治体も次のステップへ移行する段階で、国も明確に提示をさせていただきたい。また、自治体ごとに事情も違うと思うので、しっかりと丁寧にやらなければならない。
- 立谷市長会長が言ったように、原理原則はこちらもしっかりと認識しながらやっていく。
- 遠藤町村会会長が言っていた風評被害払拭には、福島県に来てもらうことが重要ということについては、経済産業省は当然のこと、政府を挙げてやらなければならない。政府だけでもできないので、県庁、各自治体、さらには観光を始めとした様々な分野のネットワークをもっとうまく活かしたい。また、イベントも必要になると思うが、継続が力なので、ずっと引き続き実施しなければな

らない。

- 東京電力の福島第一原子力発電所の現場というのはだいぶ変わってきており、普通の工事現場と変わらず危険ではない雰囲気があるにも関わらず、全国各地の方と話をすると、まだ水素爆発やガレキのイメージが残り放射線を放出し続けていると思っている方もいる。伝えるのと伝わるのでは違う。伝えようとしても伝わっていない。ここのギャップを東電も政府もしっかり認識しながらやっていきたい。
- 商工業についても、それぞれの事業者が全て事情が異なる中で、本当に御苦労されているということをしっかり受け止めるとともに、東京電力にもしっかりと話していく。
- 農業だけではなく全ての業種において、原発事故に起因する損害がなくなり、自立し、仕事した分だけ儲かるシステム、早くそういう県にしなければならぬ。そのためにも、先ほど話した官民合同チームを含め全省を挙げて、企業誘致、雇用の問題、介護人材不足の課題、医療の問題等しっかりやっていきたい。